

# こ じんけんかだい 1 子どもの人権課題

次世代を担う子どもたちが豊かなところで個性を伸ばし、幸せな生活を送ることが私たちの共通の願いです。しかし、現実には、子どもへの虐待やいじめ等が深刻な社会問題になっています。また、ひきこもり等に対する理解不足も問題となっています。

大和市では、「大和市子ども・子育て支援事業計画」（やまと子育て応援プラン）を策定して、地域の方々、団体、企業、行政が一丸となって、安心して子育てができるまちづくりを行っています。

また、2013（平成25）年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、本市はいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「大和市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の推進に取り組んでいます。

これからも、すべての子どもが一人の人間として尊重され、その権利が保障される地域社会づくりを推進します。

## （1）子どもの権利擁護の推進

子どもはおとなに従属する存在ではなく、人として自由に生きる権利をもっています。しかし一方で、子どもは成長の過程にある存在でもあります。こうした子どもの特性を踏まえ、子どもの最善の利益を保障することはおとなの責任です。

子どもたちが人との関わりを豊かに育みながら、家庭、学校、地域社会で自分の居場所を自ら見つけることができる必要があります。また、子ども自らが安心して相談できる場が必要です。

### 【主な取組みの方向】

子どもの人権を尊重し、子どもの社会参画を推進するとともに、子どもの成長を見守る地域社会づくりや子どもの居場所を提供します。また、子どもが様々な悩みを安心して相談できる環境の整備を推進します。

## （2）人権教育の推進

自他の権利を尊重する社会を実現するためには、家庭、幼稚園・保育所、学校、地域等での人権教育が欠かせません。そこでは「子どもの権利条約」などに示される子どもの権利を伝えるとともに、権利には義務や責任が伴うことも教えます。

### 【主な取組みの方向】

家庭、幼稚園・保育所、学校、地域等で、子ども一人ひとりがお互いの個性を尊重し合う人権教育を推進していきます。

### (3) 子育て支援の推進

子育てをする親の中には、子育てに関するさまざまな負担（経済的、身体的、心理的、仕事との両立等）を感じている人が多く、保育サービスを必要とする子どもが増えています。

また、障がいのある子どもやその親、ひとり親家庭などへの福祉サービスのさらなる充実が求められています。子育ての第一義的責任は親にありますが、一方で、地域住民、企業、行政等が一体となって、地域全体で子育てを支える仕組みが必要であり、NPOや民間事業者等との協働での子育て支援が重要です。

#### 【主な取り組みの方向】

保育サービスの整備を図るとともに、支援を必要とする子ども・家庭への福祉サービスの充実を目指します。また、保育サービス、子育て支援センター等の各種の子育て支援策の周知と拡充に努め、地域と連携を図り、NPO、民間事業者等と協働で子育てを支援します。

### (4) 子どもに対する虐待防止

都市化・核家族化の進行により、子育ての情報や手助けを、家族や地域から受ける機会が減少し、孤独感や育児不安を抱える親が少なくありません。このような中、子どもに対する虐待が深刻な社会問題となっています。児童虐待は、しつけとの線引きが困難であること、家庭内で起こることが多く潜在化しやすいこと等、その発見と対応の難しさも挙げられています。児童虐待はどの家庭でも起こる可能性があることから、地域の中で子育て世帯を支えあい、孤立した育児を防ぐことも重要です。（児童虐待等を発見した場合、市または児童相談所への通告が児童福祉法等によって義務付けられています。）

#### 【主な取り組みの方向】

児童虐待防止の積極的な取り組みや、虐待をしてしまった親へのケアを行うとともに、啓発等により、児童虐待のない地域づくりを目指します。

### (5) いじめ、ひきこもり、不登校への対応

子どものいじめ、ひきこもり、不登校等が大きな課題となっています。いじめは深刻な人権侵害であり、ひきこもりや不登校に対する社会の理解は必ずしも十分ではなく、そのことが子どもたちをより追い詰める可能性も否定できません。いじめ、ひきこもり、不登校への十分な対応が必要です。

#### 【主な取り組みの方向】

いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決のために、学校・家庭・地域社会との連携を図ります。また、ひきこもりや不登校の問題を社会全体で受けとめ、相談・支援体制を充実します。

#### (6) 子どもの安全を守る取組みの推進

風俗店の看板や有害図書、インターネットのアダルトサイト、テレビの暴力シーン等、子どもに悪影響を及ぼす情報が街中にあふれています。表現の自由に配慮しつつ、子どもの健全育成に相応しい、情報の管理・規制等が求められています。また、喫煙・飲酒、薬物の乱用や暴力などの子どもの非行・犯罪を防止し、児童買春や児童ポルノ、痴漢などの性犯罪や連れ去り事件から子どもを守らなければいけません。

##### 【主な取組みの方向】

子どもの安全を守るため、社会環境浄化活動の一層の推進を図り、子どもへの情報モラル<sup>※3</sup>教育を実施します。また、子どもの非行・犯罪の予防策の充実を図り、非行・犯罪等の過ちを犯した子どもに対して、罰則強化だけではなく、子どもの更生を支援する体制の整備に努め、犯罪等の被害にあった子どものケアや子どもを性犯罪被害から守る取組み、子どもに対する性教育等をさらに充実します。

#### (7) 外国につながる子どもの権利の保障

本市には外国につながる<sup>※4</sup>子どもが多くいます。多様な人々がお互いに尊重して生活をするための環境整備が求められています。外国につながる子どもが自己を確立するために、ルーツの国の言語や文化を学ぶ機会も必要で、それを受け入れる体制が必要です。

##### 【主な取組みの方向】

教育、就労、医療、福祉等で、外国につながる子どもへの配慮を行います。また、教育においては、外国につながる子どもの母語・母国の文化等を大切にしながら、日本語や日本文化等を学べるような環境を整備します。

#### (8) 障がいのある子どもの権利の保障

障がいの有無に関わらず、良好な育成環境が提供されることが重要です。しかし、障がいのある子どもは、様々な支援が必要です。また、学習障がい（LD）などの発達に不安のある子どもや、配慮の必要な子どもへの一人ひとりに応じた支援も課題となっています。さらに、障がいのある子どもを持つ家族への支援も求められています。

##### 【主な取組みの方向】

福祉、医療、教育など様々な側面から支援し、障がいのある子どもやその家族への支援をします。子ども一人ひとりの個性を尊重し、個に応じた教育を推進していきます。

### (9) 子どもの貧困対策

子どもたちの未来や可能性は子ども自身の責任によるものではないことから、生まれ育った環境等によって損なわれてしまうようなことは、決してあってはなりません。すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策に総合的に取り組むことが求められています。

#### 【主な取り組みの方向】

子どもの貧困対策に関する支援の拡充、庁内体制の強化を行います。

### 【子どもの人権課題】 とくに たいせつなこと

- ・ 子どもにおとなの考えを押し付けることなく、  
おとなは子どもが主体的に生きるよう支援し社会参画を促すこと。
- ・ 子どもの個性を尊重し、  
子どもたちが互いに互いを尊重できるように育てること。
- ・ 子どもにたくさんの選択肢や自由を与えること。  
そして、そこには責任があることを教えること。
- ・ 子どもの心に思いやりの気持ちを育てること。

#### ※3 情報モラル

情報社会を歩んでいくためには、インターネット上の書き込み等による誹謗中傷、個人情報流出などの危険を回避しなければなりません。これらの危険から自分を守る知識、正しい判断力、望ましい態度も身につけることを「情報モラル」を身に付けてとじています。

#### ※4 外国につながる方

外国人の定住化によって、外国から来日する人だけでなく、日本生まれの外国人や国際結婚の親の子どもなど、多様な言語や文化の中で育つ人や、国籍は日本でも、帰化した人たち、二重国籍の人などを総称してこのように言います。